

対エクアドル草の根・人間の安全保障無償資金協力

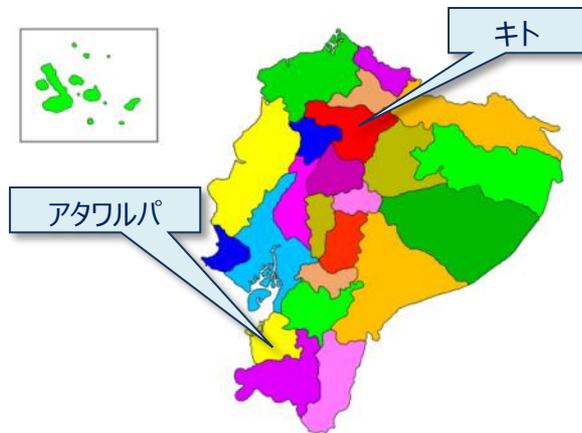
「アタワルパ市障害者リハビリテーションセンター 水治療法室及び車輛整備計画」

供与額： 8,642,800円
贈与契約締結日： 2014年3月12日

在エクアドル日本国大使館において、平成25年度草の根・人間の安全保障無償資金協力「アタワルパ市障害者リハビリテーションセンター水治療法室及び車輛整備計画」のための、当館とアタワルパ市による贈与契約署名式が行なわれました。

エル・オロ県アタワルパ市に所在する市立障害者リハビリテーションセンターでは、運動療法や作業療法、日常生活動作訓練、物理療法を用いて、基本的動作の能力維持及び回復、また障害悪化の予防などを行っています。市内で登録されている305人の障害者のうち、多くは重度の身体障害者で、かねてより水治療法室の整備を求める声が上がっていましたが、同市は予算不足により対応できていません。また、利用者の大半は村落部に住んでおり、複数の障害者がいる家庭も多いため、車椅子の状態や、介助人なくして同センターを訪れることは困難なことから、十分なリハビリを行えている障害者は非常に少なく、能力回復、社会復帰が望めません。

本計画は、同センターに新たに水治療法室及び障害者送迎車輛を整備することにより、地域の障害者の医療環境の向上に貢献しようとするものです。



計画実施前



署名式

